

# 第3次 能美市行財政改革大綱



平成29年6月

能 美 市

# 目 次

## はじめに

### 第1章 第3次行財政改革大綱策定の背景

1. これまでの行財政改革の取り組み	1
(1) 第1次行政改革大綱	1
(2) 第2次行財政改革大綱	1
2. 行財政改革の必要性	1
(1) 社会情勢の変化への対応	1
(2) 厳しい財政状況への対応	2
(3) 公共施設等の老朽化への対応	2
(4) 地方分権、地方創生への対応	2

### 第2章 第3次行財政改革大綱の基本的な考え方

1. 目指すべき方向性	3
2. 第3次行財政改革大綱の位置付け	3

### 第3章 第3次行財政改革大綱の取り組み内容

1. 第3次行財政改革大綱の基本目標及び基本方針	4
2. 第3次行財政改革大綱の推進項目	4
(1) 効率的・効果的な行政運営	4
(2) 持続可能な財政運営	5
(3) 多様な主体との協働推進	6

### 第4章 第3次行財政改革大綱の推進に向けて

1. 実施期間	8
2. 推進体制	8
3. 進行管理	8

## はじめに

能美市では、行政サービスの向上と行政運営の効率化を図るため、「能美市行政改革大綱(平成18年3月策定)」及び「第2次能美市行財政改革大綱(平成23年5月策定、平成26年5月改訂)」を行財政改革の指針として定め、行政サービスの向上と健全な財政運営の維持に懸命に努めてまいりました。

しかしながら、人口減少や少子高齢化社会の急速な進展、市民ニーズの多様化・高度化、地域経済の情勢など、市を取り巻く様々な社会情勢が予想を超える速さで変化しており、今後もその変化に的確に対応していかなければなりません。また、公共施設等の老朽化対策、地方交付税の縮減など、行財政運営を取り巻く環境は多くの課題に直面しています。

このような状況の中、平成26年9月には内閣総理大臣を本部長とする「まち・ひと・しごと創生本部」が設置され、平成26年11月には「まち・ひと・しごと創生法」が制定されました。「地方が成長する活力を取り戻し、人口減少を克服する」という基本目標のもと、それぞれの地域の魅力や住みよさを高めることが求められています。

能美市では、平成29年6月に策定した第2次能美市総合計画において、「市民が躍動し、地域が輝く<sup>よ</sup>能き美しきまちづくり」をテーマに掲げ、「暮らしやすさを日本一、実感できるまち」を目指すこととしました。「能美市に住んで良かった」、「これからもずっと住み続けたい」と思える真に実力のあるまちになるためには、能美市の魅力を高めるとともに、様々な課題を的確に捉え、行財政改革を確実に進めていかなければなりません。

この度、「第2次能美市行財政改革大綱」の計画期間が終了することから、これまでの取り組みを継承しながら、行財政を取り巻く社会情勢の変化に対応し、最少の経費で最大の効果を挙げるための指針として、「第3次能美市行財政改革大綱」を策定することとしました。

平成29年6月

能美市長 井出 敏朗

## 第1章 第3次行財政改革大綱策定の背景

### 1. これまでの行財政改革の取り組み

#### (1) 第1次行政改革大綱(平成18年度～平成22年度)

新しい市政運営の基本的な指針として策定したものであり、合理的かつ効率的な行財政運営の推進、適切な行政サービスの実現を目指すこととしました。

組織・機構の見直し、定員管理及び給与の適正化、公共施設の効率的な管理運営など新市としての仕組みを整える一方、事務事業の見直し、公共工事のコスト縮減など、経費の節減にも取り組みました。

#### (2) 第2次行財政改革大綱(平成23年度～平成28年度) \*平成26年5月改訂

第1次行政改革大綱の結果を踏まえ、第1次能美市総合計画に記した将来像「海山川の恵みと人が輝くやすらぎのまちづくり」を実現するために、行政と財政の両面から総合計画を支え、財政健全化の道筋をつけ、市民と行政が協働して新しいまちづくりを進めることを最優先課題として、持続力のある行政・財政基盤を構築することを目指しました。

平成23年度から平成25年度までの3年間を前期として、平成26年度から平成28年度を後期として、財政改革、行政改革、協働推進を3本の改革柱により、真に必要な市民サービスの一層の向上に努めました。

### 2. 行財政改革の必要性

#### (1) 社会情勢の変化への対応

第1次、第2次行財政改革大綱に基づき、限りある行政資源(ヒト・モノ・カネ・情報・時間)を最大限に活用し、行財政運営に取り組んできたところではありますが、人口減少・少子高齢化社会の急速な進展、市民ニーズの多様化・高度化など、社会情勢が予想を超える速さで変化しており、こうした社会の変化に的確に対応できるよう、行政も常に改革を進めていかなければならない状況にあります。

## (2) 厳しい財政状況への対応

能美市においては、普通交付税<sup>1</sup>と臨時財政対策債<sup>2</sup>における合併算定替<sup>3</sup>による加算措置(市町村合併による特例措置)や有利な借金である合併特例債<sup>4</sup>の発行など、合併による財政支援策を活用していますが、これらの合併特例措置は平成31年度をもって終了することが確定しており、特例措置終了後の歳入に見合った財政規模へ転換していかなければならない状況にあります。

## (3) 公共施設等の老朽化への対応

全国の多くの自治体では公共施設の老朽化が進んでおり、今後はこれらの公共施設が改修や更新の時期を迎えます。「能美市公共施設等総合管理計画(平成27年10月策定)」における調査結果では、築30年以上の割合が50%を超えることが判明しました(延床面積ベース)。今後、長期的な視点で計画的に更新・統廃合・長寿命化などを行うことで、財政負担の軽減・平準化を図るとともに、公共施設等の最適な配置を実現していかなければなりません。

## (4) 地方分権、地方創生への対応

まち・ひと・しごと創生法が公布され、各地方自治体では、人口の現状分析と将来展望を示す「人口ビジョン」を策定したうえで、この人口ビジョンを踏まえた今後5年間の基本目標と講ずべき施策の方向をまとめた「地方版総合戦略」を策定し、その施策を実行していくことが求められています。限られた財源と人員体制の中で地域の実情に応じた特色のあるまちづくりを行っていくためには、選択と集中の視点を持ち、真に行政が行うべき施策に重点を置くなどの取り組みが必要となります。

---

<sup>1</sup> 地方自治体間の財源の不均衡を是正し、すべての地方自治体が合理的かつ妥当な水準の行政を行うのに必要な財源を保障するもので、国税のうち一定の基準により、各地方自治体に交付されるものです。

<sup>2</sup> 国の地方交付税特別会計の財源が不足し、普通交付税として交付すべき財源が不足した場合に、その穴埋めとして、地方自治体自らに地方債を発行させるものですが、償還に要する費用の全額が後年度の普通交付税で措置されます。

<sup>3</sup> 合併団体に対する特例措置として設けられている制度で、合併後10年間は合併関係市町村がなお存続するものとして計算し、合算した額を下回らない額を保障されますが、11年目以降の5年間で段階的に縮減されていきます。15年度目以降は、合併後の本来の算定(一本算定)による額で交付されることになります。

<sup>4</sup> 合併後の地域振興や旧地域間の格差是正などの名目で起債できる地方債のことです。事業費の95%に充当でき、償還に要する費用の7割が後年度の普通交付税で措置されます。能美市においては、平成31年度が発行期限となっています。

## 第2章 第3次行財政改革大綱の基本的な考え方

### 1. 目指すべき方向性

能美市における行財政改革は、健全で持続可能な行財政基盤の確立と第2次能美市総合計画<sup>5</sup>の実現を両立させながら進めていくことが求められています。そのためには、「行政を経営する」という視点に立ち、新たな財源の確保に努めるとともに、受益と負担の適正化を図りながら、「最少の経費で最大の効果を生み出す」ことができるよう、「量」的な改革を継続しながらも、効率的・効果的な行財政運営に向けて「質」の向上にも取り組んでいくこととします。

### 2. 第3次行財政改革大綱の位置付け

第3次行財政改革大綱は、第2次能美市総合計画に掲げる「市民が躍動し、地域が輝く能き美しまちづくり」<sup>6</sup>の実現のため、効率的かつ効果的な施策・事業の実現に向け、能美市が取り組むべき改革の基本的な考え方や取り組みの視点を明確にするものとしてとします。

<sup>5</sup> 能美市の総合的かつ計画的な市政運営を行うための最上位計画に位置付けられているものであります。計画期間は、平成29年度から平成38年度までの10年間です。「基本構想」と「基本計画」で構成されています。「基本構想」の策定・変更に関することは、地方自治法第96条第2項の規定に基づく議会の議決すべきものとして定められています。

<sup>6</sup> 今後10年間のまちづくりのテーマとして掲げられたものです。能美市に暮らす人々が「能美市に住んで良かった」、「これからもずっと住み続けたい」と思える真に実力のある都市への発展を目指し、サブテーマとして、「暮らしやすさを日本一、実感できるまち」を掲げています。

## 第3章 第3次行財政改革大綱の取り組み内容

### 1. 第3次行財政改革大綱の基本目標及び基本方針

第3次行財政改革大綱では、能美市の規模に見合った健全で持続可能な行財政基盤の確立に向けて、次のとおり基本目標を定めます。

#### 【基本目標】

未来へつなぐ行財政基盤の確立

さらに、基本目標に方向性を持たせるため、次の基本方針を設定します。

#### 【基本方針】

- (1) 効率的・効果的な行政運営
- (2) 持続可能な財政運営
- (3) 多様な主体との協働推進

### 2. 第3次行財政改革大綱の推進項目

各基本方針に基づき、それぞれに推進事項を設定し、行財政改革を進めます。

#### (1) 効率的・効果的な行政運営

行政運営に当たっては、限りある行政資源の配分(ヒト・モノ・カネ・情報・時間)を最大限に活用し、より豊かな市民生活を実現するため、各施策を効率的・効果的に実施することが求められます。そのため、職員の資質向上と組織の機能強化を図り、効率的・効果的な行政運営を目指します。

### ① 職員の能力開発と資質の向上

職員一人ひとりが、やりがいと誇りを持って職務にあたることができるよう、各種研修を計画的に実施するほか、人事評価制度を有効に活用し、職員の自己啓発や人材育成に取り組めます。また、行政の高度化・専門化が進む中で、多様性のある人材や高度な専門性を有する人材の確保・育成が図られるよう職員の能力開発に努めます。また職員自らが市民満足度の向上に向けた改善に取り組むことができるよう資質の向上にも取り組めます。

### ② 事務の効率化の推進

日々の業務を通じた業務改善の気付きを具体化するとともに、事務処理の電子化や各職場における仕事のやり方の再点検等の見直しを一層進め、事務の効率化を推進します。また、市民の声である市民満足度調査や社会環境の変化を示す各種データ等を評価の判断基準に結び付け、行政評価を実施します。

### ③ 市民目線に立った行政サービスの提供

延長窓口や証明書のコンビニ交付、インターネットによる公共施設予約や図書館蔵書検索・予約など、従来から行っている便利なサービスの周知に努め、利用促進を図ります。また、市民目線に立って質の高い行政サービスが提供できるよう、「親切で丁寧な対応」「説明の分かりやすさ」「迅速・的確な対応」の向上に努めます。

## (2) 持続可能な財政運営

合併特例措置が段階的に終了することに伴い、今後、より厳しい財政状況が続くことが予想される中、将来にわたって、安定した行政サービスを提供していくため、積極的な財源確保と抜本的な歳出の見直しを進め、将来にわたって市民が安心できる健全な財政運営を目指します。

### ① 事務事業の最適化

社会情勢の変化などにより、重要度や優先度が低下した事業や市が実施する意義が薄らいだ事業に行政資源を投入し続けていくことは、貴重な財源の浪費にもな

りかねません。施策目的を達成させるためには、PDCAサイクル<sup>7</sup>に基づき事務事業を検証し、常に事務事業の最適化を図っていく必要があります。最も効率的・効果的な事業の実施・構成となるよう事務事業の最適化に向けた取組を推進します。

## ② 積極的な財源の確保

地場産業の振興や創業支援、企業誘致などを進め、地域経済の発展と雇用の拡大を図ることで、財源の確保を進めます。あわせて、関係部署の連携や南加賀地区地方税滞納整理機構<sup>8</sup>などの活用により税・料金の収納強化を行います。また、未利用財産の積極的な売却や貸付けなどによる財源確保の取組も推進します。

## ③ 公共施設の最適な配置と効率的・効果的な管理

公共施設は、日頃からの予防保全により、性能の維持、安全確保を図る必要があります。公共施設の老朽化が進行する中で、これまで以上に適正な管理が求められることから、今後の財政状況等を勘案し、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行い、公共施設の適正な配置を実現し、また民間活力の活用を検討し、効率的・効果的な管理・運営に努めます。

## (3) 多様な主体との協働推進

多様化・高度化する市民ニーズに沿った公共サービスを提供し、さらにその質を維持向上させるためには、市民と行政が協働して、まちづくりをより効果的に進めることが必要です。そのため、行政のビジョンや情報を広く発信・共有するとともに、市民、町会・町内会をはじめとした地域団体、事業者、NPO<sup>9</sup>、ボランティア組織などの地域で活動する多様な主体がそれぞれの特性を生かして役割を分担し、協力しながら地域課題の解決や地域資源の有効な活用などに向けた取り組みを進めることで、市民満足度の高いまちづくりを推進します。

---

<sup>7</sup> マネジメント手法の1つであり、目標を設定した計画(Plan)に基づき、それを実現するために事業を実施(Do)します。そして、事業の成果を測定し評価(Check)することによって、事業の改善(Action)を図ります。

<sup>8</sup> 石川県と南加賀地区の3市1町(小松市、加賀市、能美市、川北町)が共同で滞納整理を行うために、平成25年4月1日に小松県税事務所内に設置された組織です。

<sup>9</sup> Non Profit Organizationの頭文字をとったネーミングで、直訳すると非営利団体を意味します。NPOの要件としては、「民間で」、「公益に資するサービスを提供する」、「営利を目的としない」、「団体」とされています。そのうち、特定非営利活動促進法(いわゆるNPO法)にもとづいて、法人格を取得した団体をNPO法人と言います。

### ① 協働の意識づくり

協働の仕組みを構築するためには、市民と行政の双方が、協働についての理解を深め、お互いに協力し合ってまちづくりを進めるという意識を持つことが重要です。そのため、まちに関する様々な情報の発信と共有化、市民と職員のまちづくり活動への積極的な参加機会や話し合う場の創出を図り、協働に対する意識づくりを促進します。

### ② 協働事業の推進

多様な主体のアイデアや能力を生かした自主的な活動に対して支援し、協働事業を推進します。また、行政サービスの様々な分野において、提案や要望を反映した事業を実施するなど、市民のニーズに沿った取り組みを推進するとともに、市民や団体等の参画による事業の立案や実施など、多様な主体と協働・連携した取り組みを推進します。

### ③ 公共サービスの担い手の育成・支援

多様な主体が行う自主的な公共サービスを将来にわたって継続・発展させるためには、その担い手の育成が重要です。そのため、地域において公共サービスの提供主体となり得る意欲と能力を備えた団体やその核となる人材の育成に向けた取り組みや支援を行います。

## 第4章 第3次行財政改革大綱の推進に向けて

### 1. 実施期間

この大綱の実施期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間とします。

### 2. 推進体制

第3次行財政改革大綱に基づき、具体的な取組項目を設定した第3次能美市行財政改革実施計画(以下「実施計画」という。)を策定し、行財政改革推進本部を中心として全庁的に行財政改革を推進します。

### 3. 進行管理

行財政改革推進本部で実施計画の状況確認、取組成果を検証します。進行管理の徹底を図るとともに、必要に応じて実施計画の見直しを行います。

**第3次能美市行財政改革大綱**

平成29年6月策定

能美市総務部財政課行財政改革推進室

〒923-1297 石川県能美市来丸町1110番地

TEL 0761-58-2203 FAX 0761-58-2290